

○総務省令第二百二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十二日

総務大臣 樽床 伸二

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「80C D E F G H J K」を「70C D E F G H J K（Cは0、5及び6を除く。）  
、80C D E F G H J K（Cは0を除く。）」に改め、同表第七号中「0を除く」を「5及び6に限る」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第六の注1中「「080/090」、 「070」」を「「070/080/090」（電気通信番号規則第9条

第1項第3号に規定する電気通信番号)、 「070」 (電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号) に改める。

様式第二十八第2表の注2中 「「080/090」、 「070」」を「「070/080/090」 (電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号)、 「070」 (電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号)」に改める。

様式第二十九中 「80又は90」を「70、80又は90」に改める。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正)

第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第十一の五の項中 「80CDEFGHJK」を「70CDEFGHJK、80CDEFGHJK」に改める。